

園のしおり



(2025年度版)



〒651-2105

神戸市西区伊川谷町上脇字平山952-1

社会福祉法人 和光福祉会 幼保連携型認定こども園

なごみ保育園

幼保連携型 認定こども園 なごみ保育園

所在地	〒651-2105 神戸市西区伊川谷町上脇字平山952-1
電話	電話 078-978-0753 FAX 078-978-0752
規模	敷地面積 2,591.15㎡ 延床面積 942.93㎡
構造	鉄筋コンクリート2階建て
経営主体	社会福祉法人 和光福社会 理事長 平井 昭博
園長	宇都宮 静
開園年月日 定員	平成17年4月 90名(2・3号定員) 9名(1号定員) 合計99名
開園時間	午前7:00～午後7:00
休園日	日曜・祝日 12月29日～1月3日 その他、自然災害など非常時 (2・3号認定子ども) (1号認定子どもは、この他に春、夏、冬休みがあります)
受入年齢	生後6ヵ月～小学校就学前まで
地域活動	子育て広場 園庭解放 一時保育等

☆職員構成☆

(2025年2月現在)

園長	1名	主幹保育教諭	2名	} { 外部委託していますが 園内で調理しています。 }
保育教諭	21名	保育士	1名	
事務長	1名	栄養士	1名	
		調理師	4名	

☆委託医☆

学校医	小児科	そうま子どもクリニック
学校歯科医	歯科	おおた歯科
学校薬剤師	薬局	ゆう薬局岩岡店
その他委託医	眼科	こうの眼科
その他委託医	耳鼻咽喉科	マスイ耳鼻咽喉科医院
その他委託医	外科	フェニックス岩岡クリニック(姉妹法人)

☆クラス定員☆

	(2・3号)	(1号)	合 計
0歳児	6名		6名
1歳児	12名		12名
2歳児	18名		18名
3歳児	18名	3名	21名
4歳児	18名	3名	21名
5歳児	18名	3名	21名

保育理念 一人ひとりの子どもを大切に育てる

なごみ保育園は、明石海峡大橋を遠くに望む自然に囲まれた保育園です。

「なごみ」とは人の輪を大切にし、「和やかな環境の中で、子どもの伸びようとする芽を大切に活き活きと子どもらしく育てて欲しい」という願いのもとに名づけられました。

四季折々の自然に慣れ親しみ家庭的な雰囲気の中で、子どもの個性を活かしながら教育・保育を進めていきます。

子育てをしながら働く皆様や地域の子育て世代の皆様の良きサポート役になりご家庭と連携しながら子育てをしていきたいと思えます。

保育方針・・・当園は小さな保育園です。家庭的な雰囲気のなかで、各担当保育教諭が一人ひとりの成長と個性を理解し、遊びを通して自立心を育て、園全体で心身ともに豊かな子どもを育てます。

(理事長)

保育目標・・・生命（いのち）を大切にします。

元気いっぱい遊ぶ子ども

助け合い、力を合わせる子ども

自分で考えて行動する子ども

やさしく思いやりのある子ども



《園での生活について》

1. 食育

なごみ保育園では一年を通して食育に力を入れています。日本食文化の伝承として行事食を取り入れ、幼児クラスは バイキングデー・クッキング・野菜栽培も行っています。

毎日の献立から食べる食材の働きを掲示したり、旬の野菜の写真を掲示したりと食に関する興味が持てるように工夫しています。

また、献立に日本の伝統食や世界の料理、郷土料理などを入れ味わう機会を設けて様々なものを、味わう機会を設けています。

子どもたちが意欲をもって食べられるよう工夫しています。

子どもたちの自主性を大切にしたいので、完食は目指していません。

2. 薄着保育

園舎内では薄着で過ごします。(各部屋は、床暖房・エアコンを完備しています)

※園舎内では、はだし保育を行っております。

はだしで過ごすことで、体のバランスを良くし、運動機能を向上させます。

また、足つぼが刺激され、脳や内臓の働きが活発になると言われています。

歩き方がうまくなることで、疲れにくい体を作ります。

3.絵本

絵本の読み聞かせをしています。物語絵本を中心に1日3～4回程繰り返し読んでいます。集団で絵本を共有することで子どもたちの会話と距離が近づきます。絵本を繰り返し読み聞かせることによって話を聞く姿勢が養われ、子どもには先を読む力がつき次の取り組みへ移行しやすくなります。絵本に触れる機会が増えることで言葉の面白さを覚え、知的好奇心を呼び起こします。

4.戸外遊び

子ども達は、^{つち}土、^{みず}水、^{ひかり}光の中で、のびのびと遊びを楽しみます。気候がよいときには、泥こ遊びをすることもあります。そのため、パンツ、手足は泥で汚れ、洗濯物が少し増えますがご了承ください。



また、五感(見る・聞く・^か嗅ぐ・味わう・触れる)を使った遊びも十分取り入れるよう心がけています。そして丈夫な体づくりを目指します。

5.散歩

友達との関わり、体づくりの中でかかせないものが散歩です。なごみ保育園では幼児クラスを中心に散歩に出かけます。年齢、成長に合わせて少しずつ歩き始め、足腰を鍛えながら散歩の距離を延ばしていきます。



散歩の良い点とは

周囲の自然の移り変わりを見て知る。
冒険・体験を通して、自分を表現しようとする。
友達との会話が弾み、自分の思いを相手に伝える。
集団行動や交通ルールを知る。

6.保育

乳児（0・1・2歳児）クラスでは、一人ひとりの発達段階に合わせ、緩やかな担当制保育を取り入れています。担当制保育は、基本的生活習慣（食べる・排泄する・眠る・着替えるなど）の場面に特定の保育者が関わることで信頼関係ができ、安心して過ごせるようになります。子ども一人ひとりの生活リズムを考えながら保育を進めていきます。それぞれの人格や思いを大切に尊重しながら、ゆっくりと見守っていくことで発達段階や心理状態を把握し、情緒の安定を図っていきます。幼児（3・4・5歳児）クラスは、一日の中でグループ活動をする時間を設け社会性を^{はぐく}育んでいきます。
※3・4・5歳児は、たてわり保育(3・4・5歳児の混合クラス編成にての活動日)を定期的に実施しています。また、他のクラスと合同保育で過ごすこともあります。

7.『フィールド・オブ・ゆう』の体育教室

月に2回程度、3・4・5歳児は専門の講師による体育教室を行っています。保育中の運動遊びを介して、心と体を育みます。技術的な指導中心ではなく、子ども自身が壁を乗り越え、獲得していくための関わりを大切にし、『知る』『覚える』『動く』『考える』の観点で行っています。

★保育時間について★

1号認定	預かり保育①	預かり保育②	通常保育	預かり保育③	預かり保育④ 延長保育	延長保育				
7:00	8:00	9:00	～	13:00	～	16:30	～	18:00	18:30	19:00

保育標準時間 2・3号認定	通 常 保 育						延長保育			
保育短時間 2・3号認定	延長保育 標準時間内	通 常 保 育				延長保育 標準時間内	延長保育			
7 : 00		8 : 30		～		16 : 30		18 : 00	18 : 30	19 : 00
乳児	登園	おやつ	子ども達の活動	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	降園		
幼児	登園	朝の集まり	子ども達の活動	給食	昼寝	おやつ	帰りの集まり	自由遊び	降園	

※預かり保育は、保護者の都合により通常保育内に送り迎えができない方のために実施しています。

★利用時間について★

1号認定の通常教育時間は 9時～13時(4時間)と設定されています。

2・3号認定の保育標準時間は(11時間)・保育短時間(8時間)と設定されていますが、当園より職場、そして職場より当園までかかる時間の利用となっておりますのでご協力ください。

(勤務証明書を園にもご提出いただいています)

★認定区分、保育必要量、延長保育について★

○認定区分

1号認定・・・・・・教育時間

2号認定・・・・・・保育の必要性の認定を受ける満3歳以上の就学前の子ども

3号認定・・・・・・保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども

○保育必要量

保育標準時間・・・・保育が必要な範囲で、1日最大11時間まで施設を利用可能

保育短時間・・・・保育が必要な範囲で、1日最大8時間まで施設を利用可

※保育必要量とは、基本的にその時間内で、家庭において保育が困難な時間帯について保育するものです。

※保育標準時間認定を申請された方であっても、神戸市の審査の結果、保育短時間認定となっている場合があります。

※1号認定となった場合は、募集要項の重要事項説明書をご参考にしてください。

○延長保育について（18時以降）

施設で決めた保育標準時間・保育短時間にお子様の送迎ができず、保育時間を超えて利用する場合は延長保育となります。申し込みをいただいて利用開始となります。

この場合、利用者負担額（保育料）とは別に、延長保育料を負担いただきます。（別表10ページ）

※急な残業など18時を超える場合は電話連絡を頂いた上で延長保育を利用いただき、利用料金は30分500円となります。



★送迎について★

送迎は提出された書類に記載された方のみでお願いします。記載されていない方が来られる場合には前もってご連絡を頂き、身分を証明できるものを提示していただきます。

登園は9時15分までにお願いします。

遅れる場合やお休みされる場合は、9時15分までに連絡してください。

遅れる場合は10時までに必ず登園してください。

通院による遅刻の場合は、おおよその登園予定時間をお知らせのうえ、12:30までに登園してください。（食品衛生上、給食を13:00に廃棄するため）

送迎時には、玄関掲示板やクラスボード等に目を通し、お子様を連れて帰る際には必ず職員に声をかけてください。玄関にあります登降園管理のタブレット画面にて、登園・降園の打刻をお願いします。（預かり保育、延長保育の算出に必要となります）

予定時刻より迎えが遅くなる場合は連絡をお願いします。

通常、玄関はロックされております。年長児にもなると解除ボタンに届いてしまう子どももありますが、事故防止のため、お子様には触らせないようにしてください。
登降園タブレットの操作は、必ず保護者が行ってください。

車は必ず駐車場に停めてください。**近隣に迷惑のため路上駐車はご遠慮ください。**

駐車場の駐車区画が少ないため行事等がある場合は 駐車場への車両乗り入れは可能ですが駐車はできません。お子様だけの車への乗降はできませんので、必ず保護者同伴での乗降をお願いします。タクシー利用の場合も同様です。

行事等の際は公共交通機関をご利用いただくようご理解とご協力をお願いいたします。

★給食について★

子どもたちの健全な発育に必要な栄養を摂る為、バランスのとれた献立を工夫しています。

図書コーナーに当日の食事のサンプルを掲示しております。

月末に次月の献立表、食育広場を配信しますので、各ご家庭でご活用ください。

また、給食の時には次のような取り組みをしております。

- ・食前の手洗いをしっかりする。
- ・食前・食後のあいさつをする。
- ・正しい姿勢・食事のマナーを知り、楽しい雰囲気の中で食べる。

(子どもは雰囲気味イメージが変わることがあるので、一口は口に入れてみるよう促します)

※ご家庭と一緒に取り組んでいきますので、ご協力ください。

8：40までに登園している乳児クラスのお子様には、昼食までのつなぎとして朝のおやつ(菓子とお茶)があります。

延長保育の場合は、菓子等の軽食を用意しています。(18：00に軽食を食べます)

離乳食は 初期・中期・後期・完了期にわけて提供しています。

※食事アレルギーがある場合には、個別にアレルギー除去食を用意させていただきます。
アレルギー管理表(医師が記入)の提出が必要となりますので、ご相談ください。

★弁当について★

4月～10月を除く月に、月1回のお弁当日があります。(離乳食の場合は園で用意します)

その他、幼児クラスは園外保育(遠足)時にお弁当の日があります。

★お昼寝について★

成長の著しい乳幼児にとっては、心身および頭脳の疲れを回復させるために「昼寝」は欠かすことができません。成長に合わせて、発汗・ダニ・ほこり対策として、簡易ベッドを利用しています。5歳児につきましては、小学校の入学に合わせて、お子様の状況を見ながら昼寝がなくなります。ただし、個人差があるため、「昼寝」が必要と思われるお子様に関しては、引き続き実施も可能ですのでご相談ください。

尚、土曜日は全園児「昼寝」をします。

0歳児・・・簡易ベッドでお昼寝をします。バスタオル1枚(冬は毛布)

ゴム付バスタオル又は敷きパットをご用意ください。ゴムは必ず付けてください。

1・2歳児・・・ベビー布団の敷布団とかけ布団でお昼寝をします。

(1・2歳の部屋は間取りの関係で、ベビー布団をお願いしています)

3・4・5歳児・・・簡易ベッドでお昼寝をします。

バスタオル1枚(冬は毛布)、ゴム付バスタオル又は敷きパットをご用意ください。ゴムは必ず付けてください。

※バスタオル、ベビー布団は週末に持ち帰り、週明けには清潔なものをご用意ください。

※掛け布団については、バスタオルや毛布など季節に応じて調整してください。

※13時迎えの1号認定子どもは、お昼寝がありません。

★乳児クラス（0・1・2歳児）の服装について★

子ども自身で脱ぎ着しやすい服をご用意ください。

上下つながっている服、フード付き、裾の長めなチュニック、スカート、ファスナーがあるものは危険ですので避けてください。（外用ジャンパーのファスナーは除く）
スパンコールなど落ちるとお子様が口に入れて危ないものは、避けてください。

★幼児クラス（3・4・5歳児）の服装・用品について★

3・4・5歳児は、体操服が制服代わりにになります。

指定の通園かばんはありません。通園かばんとして、胸止め具のついたリュックサックを用意してください。（園外保育に行く時に使い勝手が良いです）

また、キーホルダーは紛失したり、ひっかかったりするので付けないようにお願いします。

髪留めはカチューシャやピンタイプは危険ですので避け、特に髪が長いお子様はヘアゴムでくくってください。

暖かい時期は『※みさとっこ草履』（幼児クラス）を使用することを推奨しています。

購入されたい方は事務所までお申し出ください。

（※兵庫教育大学名誉教授 原田碩三先生が足裏発達のために考案されたものです）

その時期になりましたらご案内をさせていただきます。



★病気時の対応について★

子どもにとって病気の時は、家庭における安静とあたたかい看病が必要とされます。

お子様一人ひとりの体調に応じて対応しておりますが、保育中に発熱、嘔吐、下痢等が発病した場合は職場に連絡をさせていただきますので、必ず連絡がとれるようにしていただき、速やかに迎えをお願いします。感染症などの疑いがある場合は、病院での受診をお願いしています。

尚、嘔吐により衣類が汚れた場合は、感染拡大予防の為にそのまま持ち帰りとなりますのでご了承ください。

次の様な場合は保護者に連絡させていただきますので参考にしてください。

- ・38℃以上の熱が出た場合や解熱剤を服用等している場合の体調不良。
- ・微熱であっても機嫌が悪く食欲もなく、朝食や水分が摂れていないなど機嫌が悪く全身の状態が不良である場合などです。

★与薬について★

原則的には、園で薬を扱うことはありません。

但し、医師の指示により、やむを得ない場合においては、医師が記入した「与薬に関する主治医意見書」を提出していただく必要があります。

また、その裏面に、与薬の医薬品情報(写し)を添付してください。

一回分の薬の持参と園への与薬同意書への記入も必要です。

「与薬に関する主治医意見書」は神戸市のホームページや「なごみ保育園お知らせホームページ」よりダウンロードできます。園にもありますので、必要な時はお声がけください。

病院受診後、投薬となる場合は医師にこども園に通っていることを伝えて、与薬を朝・夕の2回にしているだけのようにお伝えください。

★意見書(医師記入)及び登園届(保護者記入)について★

保育園に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために、学校健康法に準じて、学校伝染病にかかった場合は登園ができません。医師の診断に従い、治療後に意見書をもって登園してください。

また乳幼児がよくかかる感染症については、登園届の登園の目安を参考に医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。

※意見書・登園届・登園届(インフルエンザ用・コロナ用)は事務所にありますが『なごみ保育園おしらせホームページの書類関連』からもダウンロードもできます。

★保健衛生について★

＜定期健康診断について＞

	内科健診	歯科健診	眼科健診	耳鼻科健診
春	全園児	全園児	年 1 回 4・5 歳児	年 1 回 4・5 歳児 3 歳未満児は問診票により受診することがあります。
秋	全園児	1 2 月～1 月 4・5 歳児		

尿検査・・・毎年 1 回

身体測定・・・毎月 1 回（クラスごとに行います。）

予防接種は個別接種となりますので、母子手帳をご確認の上、主治医とご相談ください。

定期接種を推進しています。

また予防接種後は、お子様の急変がある場合もございますので、家庭保育をお願いいたします。

★利用者負担額（保育料）について★

所得に応じて、神戸市が定める利用者負担額を当園で毎月徴収しています。

保育料は、みなと銀行からの口座引落となります。

みなと銀行に口座のない方は開設をお願いいたします。月末の翌月 10 日の引落となります。

お休みをされても保育料に変更はありません。請求書は月初のお渡しとなります。

また、振替手数料として毎月 110 円かかりますが利用者様負担となります。

利用者負担額の階層は、子どもと同一世帯に属して生計をひとつにしている父母及び父母以外の扶養義務者(家計の主要者)のすべての方の市町村民税額の合算等で決まります。

当年 4 月～8 月の利用者負担額は、前年度の市町村民税額(前々年度分の所得が反映)等に基づき算定となります。

また、当年 9 月からは、当年度の市町村民税額(前年度分の所得が反映)等に基づき算定となります。

2 歳児については、年度内に満 3 歳となりますが、その年度内は 3 号認定の保育料となります。

1 号認定の保育料については、長期休みの場合も徴収があります。

(考え方としては、一年分の保育料を 12 ヶ月で分割して請求していることとなります)

★ならし保育について★

ならし保育は、預かり時間を少しずつ延ばして、無理なく園に来てもらえるように行っています。
目安としては2週間としています。お子様によって個人差もありますので、ご相談させていただきますながら進めています。

(尚、ならし保育後の初めての土曜日はお休みとさせていただきます)

★その他費用について★ 2・3号認定子ども

内 容	金 額
給食費（2号）	月額 7,000円
絵本代	月額 460円（暫定）
独立行政法人スポーツ振興センター災害共済	年額 240円
延長保育料	月額30分延長 2,500円
	月額60分延長 4,500円
教育・保育充実費	月額 300円
アルバム代	入園時 3,350円

※1号認定の場合は、給食費として5,400円

その他の預かり保育料については1号認定子ども募集要項に記載されております。

必要な方はお申し出ください。

※入園料はかかりません。

※引落前に請求書を発行いたしますので口座に不足のないようお願いいたします。

通帳の引落記録が領収書代わりとなります。

※保育短時間の方の標準時間内延長保育の場合は延長代としてその差額をいただきます。

※急に必要となったおむつ代、用品代、延長料等も引落となります。

承認のサインをいただくようになりますのでご協力ください。

※紙おむつ代一枚50円、パンツ代は一枚240円となりますので、不足のないようお願いいたします。

※給食費(3・4・5歳児)、用品代、遠足代等は実費徴収となります。

※教育・保育充実費は、教材の充実・外部研修会への参加・園内研修実施などによる職員の資質向上の為の費用となります。

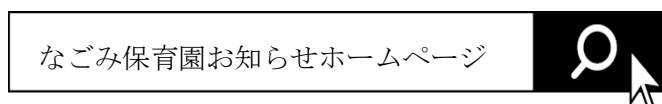
★地震等、災害時の対応について★

自然災害等により緊急に保護者の方と連絡が必要になった場合、電話が不通又は回線が混雑してつながりにくいと判断した場合や、全園児及び職員が避難先に避難した場合は『CCS 連絡用メール』にてお知らせしますので、返信は『CCS NOTE アプリ』から『園への連絡』・『送迎変更』よりお願いします。

★ その他 ★

1. 行事予定は毎月のお便りや、玄関掲示板、クラスボードなどでお知らせします。

※『なごみ保育園お知らせホームページ』のチェックを日々お願いします。



(QR コードからも開けます)

<https://www.eonet.ne.jp/~ping-001/>

2. 下記のような変更があった場合は、西区役所の子ども家庭支援課か当園に申し出ください。

書類等は園にもあります。

※西区子ども家庭支援課：電話番号 078-940-9501

- ・保育を必要としなくなった
- ・保護者・子どもの氏名、居住地、連絡先の変更
- ・世帯の状況・扶養関係（婚姻・離婚など）の変更
- ・勤務先や就労先、勤務時間の変更
- ・保育を必要とする事由の変更
- ・その他申請された事由に変更が生じ、認定区分や保育必要量、認定時間、利用者負担額に関して変更する必要があるとき。

3. 土曜日保育はご両親が仕事の場合のみお受けしています。

ご希望の方は、登降園システム(タブレット)横に置いてある『土曜保育申込表』に記入してください。

(※申し込みは給食食材発注把握のため、利用したい日の前の週末曜日までにお申込みください)

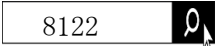
尚、お仕事がお休みの場合は、ゆっくりとお子さまとの時間を過ごしていただく

「家庭内保育」をお願いしています。

※土曜保育をお申し込みの方で、平日にお休みのある方は家庭内保育をしていただけるようにお願いします。また、用事等で利用したい場合はご相談ください。

4. 平日で仕事が休みの時は家庭保育をお願いしています。

2・3号認定で産休育休の方、お仕事でない日に用事があって園児を預ける際は、9時・16時の送迎をお願いします。

5. 園としてのスナップ写真等の販売は行っていません。行事ごとにプロのカメラマンが撮影した写真は「ハイチーズ」  の web 上で購入可能です。
※閲覧及び購入には会員登録が必要です。(入園後にご案内しています)
6. 園行事などに関するアンケートをお願いし、ご意見を伺っております。
玄関横にも意見箱が設置してありますので、ご意見等ございましたらご利用ください。
7. セコム AED（自動体外式除細動器）
園児及び地域の方々の安全確保のため、AED を常備しています。
職員は、神戸市民救命士の研修を定期的に受けています。
8. スマートフォン等を園舎内で使うことは禁止しています。
お子様の送迎の際は、お子様の顔を見てお話をさせていただきたいのでご協力をお願いします。
緊急の場合は、外に出てかけ直すようにしてください。
9. 兵庫県の「受動喫煙禁止条例」により、敷地内(園舎内・玄関・園庭・駐車場)及び施設周辺は禁煙です。
10. 使用済み紙おむつの持ち帰りはありません。
「手ぶら登園」システムをお申し込みされると紙おむつや食事用エプロンは不要です。
(※申し込みは保護者と運営会社との任意契約となります)
11. 児童虐待防止法について
児童虐待防止法では虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、結果的に間違いがあった場合でも速やかに市町村や児童相談所等に通告しなければならないとしています。
園としては虐待や育児放棄等が疑われる場合は、上記の法令に従い園児の安全のために通告することがあります。
児童虐待防止法に基づく通報は守秘義務違反に当てはまらず、尚且つ通告での園に対する刑事上及び民事上の責任が問われることもありません。
虐待等の有無の判断は、児童相談所(神戸市こども家庭センター)等の専門機関が行います。
園児が安全で健康的、尚且つ幸せに生活できることを最優先としておりますのでご理解ください。